

桐生市子ども・子育て支援事業計画の変更について

1 放課後子供教室の整備（小学生）（事業計画：65～69 ページ）

(1) 計画変更の理由

放課後子供教室につきましては、平成 27 年度において、放課後子供教室の開設に向けて準備する「準備委員会」を設置する予定でしたが、現段階では同準備委員会に代わる組織を設置し、放課後子供教室の開設に向けて検討しています。このため、計画変更するものです。

(2) 計画変更点について

- ①「確保方策について」の変更
(現行の計画 (変更前))

【放課後子供教室の方向性について】

◆放課後子供教室については、平成 27 年度に教育委員会において設置される放課後子供教室設置に向けての「準備委員会」において、具体的な事業内容等を検討します。なお、平成 31 年度までに、市内のすべての小学校において、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の事業を実施するため、以下の内容等に取り組みます。

- ①平成 28 年度以降教育委員会に設置される「運営委員会」において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、事業計画等を決定・公表します。
- ②放課後子供教室活動の実施にあたっては、責任体制を文書化するなど明確にします。
- ③事業の実施主体である教育委員会と保健福祉部局の担当者が各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性や意義等について説明を行い、理解を求めます。
- ④共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるように、学校区ごとの定期的な打合せの場を設けます。



(計画変更 (案))

【確保方策について】

◆放課後子供教室については、平成 31 年度までに、市内のすべての小学校に

において、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の事業を実施するため、以下の内容等に取り組みます。

- ①平成 28 年度以降教育委員会に設置される「運営委員会」において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、事業計画等を決定・公表します。
- ②放課後子供教室活動の実施にあたっては、責任体制を文書化するなど明確にします。
- ③事業の実施主体である教育委員会と保健福祉部局の担当者が各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性や意義等について説明を行い、理解を求めます。
- ④共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるように、学校区ごとの定期的な打合せの場を設けます。

以 上